

岐阜県砂利採取計画認可申請手続要領

第1（趣旨）

この要領は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）に基づく砂利の採取計画の認可申請に係る手続きについて必要な事項を定めるものとする。

第2（定義）

この要領において「砂利」とは、陸砂利（平地に賦存する砂利）と山砂利（山又は丘陵に賦存する砂利）をいい、当該砂利採取場の区域の全部若しくは一部が河川区域内若しくは河川保全区域内にある場合又は砂防設備若しくは普通河川等に存する砂利の採取を伴う場合を除く。

第3（認可の申請）

1. 法第18条第1項の規定により、法第16条の認可の申請をしようとする者は、砂利採取計画認可申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。
2. 法第20条第1項の規程により、法第16条の認可を受けた採取計画の変更の認可の申請をしようとする者は、砂利採取計画変更認可申請書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

第4（災害防止措置等に係る保証等）

申請者は不慮の事故等により、当該砂利採取場における災害防止措置等が実施できなくなった場合の採取計画の履行の保証として、以下の第三者による保証を受けるものとする。

当該認可申請に係る採取計画の実施についての岐阜県砂利協同組合の保証、又は現に県内で砂利採取を行っている保証能力のある砂利採取業者ないし岐阜県の入札参加資格者名簿（土木工事業、とび・土工工事業）に総合点数が750点以上で登載されている保証能力のある工事業者の2以上の連帯保証とする。

第4の2（隣接土地所有者及び利害関係者との協議）

申請者は、砂利採取事業により直接的に影響を受ける可能性の高い申請区域と直接に隣接する土地所有者及びその他直接影響を受ける関係者と、採取計画について事前に協議を行うものとする。

第4の3（地域住民への周知）

申請者は、砂利採取事業が人家の近くで行われることが多く、周辺住民に及ぼす影響が大きいことから、採取計画の概要について事前に地域の住民に周知し、地域住民の不安を取り除くこと及び、周辺地域の住民生活に及ぼす影響の排除に努めるものとする。

第4の4（採取場周辺の学校長との協議）

申請者は、採取場近隣の児童生徒の事故防止のため、当該採取場周辺の学校長と採取計画の概要について事前に協議するものとする。

第5（認可申請に係る添付書類）

1. 第3-1の認可申請書には、下記の書類を添付するものとする（別表参照）。
 - I 法第18条第2項の通商産業省令、建設省令で定める書類
 1. 砂利採取場の位置を示す縮尺5万分の1の地図
 2. 砂利採取場及びその周辺の状況を示す見取図
 3. 掘削又は切土に係る土地の実測平面図
 4. 掘削又は切土に係る土地の実測縦断図及び実測横断図に当該土地の計画地盤を記載したもの
 5. 法第3条の登録を受けていることを示す書面
 6. 砂利採取場を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の業務主任者の氏名並びに当該業務主任者が当該砂利採取場において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督するための計画を記載した書面
 7. 砂利採取場で砂利の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
 8. 砂利の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
 9. 砂利採取場において土地の掘削又は切土に係る跡地の埋め戻しのための土砂等が確保されていること又は確保される見込みが十分であることを示す書面及び当該土砂等を当該砂利採取場に運搬する経路を記載した書面
 10. 砂利採取場からの砂利の搬出の方法及び当該砂利採取場から国道又は県道に至るまでの砂利

の搬出の経路を記載した書面

11. その他参考となる事項を記載した図面又は書面

- ① 砂利の洗浄水を河川から取水する場合は、河川法第23条の許可を受けたことを証する書面又はその許可申請書の写し
- ② 国道又は県道に至るまでに私人（土地改良区等を含む。）の管理する道路を通行する場合には、当該道路を通行する権原を有することを証する書面等をいう。

II その他知事が必要とする書類

1. 砂利採取業務主任者試験合格通知書の写し
2. 保証書
3. 誓約書
4. 隣接土地所有者の同意書
5. 地元自治会等の同意書
6. 採取場周辺の通学区学校長との協議が了したことを証する書面
7. 埋土提供者の採石認可書の写し
8. 砂利搬出先砂利プラントまでの経路を示す書面及び認可書の写し
9. ボーリング調査実施結果書
10. 工程表（年次別）
11. 申請地の現況がわかる写真
12. その他利害関係者の同意書（排水同意書等）

2. 第3-2の変更認可申請書には、認可書の写し及び当該変更により記載内容の変更を必要とする書類を添付するものとする。

第6（申請書の提出部数及び提出先）

この要領により知事に提出すべき書類は、正本1通及び当該砂利採取場が所在する市町村の数に3を加えた副本（環境、交通、文化財）とし、当該場所を管轄する岐阜地域産業労働室長又は県事務所長へ提出するものとする。

第7（市町村長の意見の聴取）

第3-1及び第3-2の申請書の提出を受けた岐阜地域産業労働室長又は県事務所長は、法第36条第4項の規定に基づき、市町村長への通報を行う際に、当該採取計画に対する意見を求めるものとする。

附 則

第1（施行期日）

この要領は昭和56年 4月 1日から施行する。

第2（経過措置）

この要領の施行後2月間に限り、深さ5.0メートル以内の砂利採取を行おうとする者は、従前の例による認可申請を行うことができるものとする。

附 則

この要領は昭和62年 4月 1日から施行する。

附 則

第1（施行期日）

この要領は平成 5年10月 1日から施行する。

第2（経過措置）

この要領の施行後2月間に限り、深さ9.0メートル以内の砂利採取を行おうとする者は、従前の例による認可申請を行うことができるものとする。

附 則

この要領は平成10年 5月 1日から施行する。

附 則
この要領は平成11年 5月 1日から施行する。

附 則
この要領は平成12年 4月 1日から施行する。

附 則
この要領は平成17年 3月 7日から施行する。

附 則
この要領は平成18年 4月 1日から施行する。

附 則
この要領は平成23年 4月 1日から施行する。

附 則
この要領は平成25年 1月 1日から施行する。

附 則
この要領は平成25年 4月 1日から施行する。

附 則
この要領は平成27年 4月 1日から施行する。

附 則
この要領は平成31年 4月26日から施行する。

附 則
この要領は令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則
この要領は令和 6年 4月 1日から施行する。

添 付 書 類

No.	添 付 書 類	備 考
1	位置図	5万分の1～1万分の1
2	周辺見取図	5千分の1～2千分の1
3	公図写し（申請区域着色）	申請書提出前3ヶ月以内 採取区域及び隣接地の地番及び所有者名を明示 登記情報提供サービス可
4	実測平面図	5百分の1以上
5	採取計画平面図	5百分の1以上
6	災害防止に関する保安設備等配置図	5百分の1以上
7	面積求積図	5百分の1以上
8	採取量計算書	1年を超えて採取する場合は、年次別に計算すること。 (採取)
9	実測縦断面図	5百分の1以上 1年を超えて採取する場合は、採取箇所を年次別に記入すること。 (採取)
10	実測横断面図	5百分の1以上 1年を超えて採取する場合は、採取箇所を年次別に記入すること。 (採取)
11	沈殿池又は調整池を設置する時はその断面図	5百分の1以上
12	洗浄選別設備配置図	5百分の1以上 (プラント)
13	土砂等の搬入搬出経路図	5万分の1以上 位置図、周辺図に兼ねることができる。
14	砂利採取業者登録済通知書写し	
15	砂利採取業務主任者試験合格証写し	
16	保証書（様式第3号-1又は様式第3号-2）	
17	誓約書（様式第4号）	
18	砂利の採取又は土地の使用の権原を証する書面	契約書又は同意書の写し（抵当権者及び耕作者等を含む）
19	私人の管理する道路又は土地を通行する場合は、通行をする権原を証する書面	
20	隣接土地所有者の同意書	同意書の写し
21	地元自治会等の同意書	同意書の写し
22	採取場周辺の通学区学校長との協議が了したことを証する書面	
23	排水同意書	
24	土地登記事項証明書	申請書提出前3ヶ月以内 登記情報提供サービス可
25	埋め戻し土砂の確保状況を証する書面及び埋土提供者の採石認可指令書の写し	(採取)
26	砂利搬出先砂利プラント認可指令書の写し	(採取)
27	関係他法令の許認可等の状況を証する書面	許認可書の写し又は申請済であることがわかる書面
28	ボーリング調査実施結果書（様式第5号）	注) 掘削深10m超 (採取)
29	工程表（1年以内）もしくは年次別採取計画書（1年起）	(採取)
30	申請地の現況がわかる写真	平面図等に撮影方向を記入

注) 湧水を排水する場合は、掘削深が5mを超える場合であって9m以内についても実施する。

砂利採取計画認可申請書等の提出部数

砂利採取計画認可申請書等の提出部数及び添付書類は、次のとおりとする。

区分		正 本		副 本		
		配布先	岐阜地域産業労働室 県事務所	市町村 (*2)	環境部局	交通関係
砂利採取	新規認可		○	○	○	○
	変更認可		○	○	△	△
	新規認可 継続認可(更新) 変更認可		○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ △	○ △ △

(*1) 提出は ○ 印のあるものとする。

(*2) 市町村分については、2以上の市町村にまたがる場合は当該市町村の数とする。なお、事前に意見書を添付した場合は省略できる。

(*3) △については、変更の内容により影響が及ぶ場合は必要である。

砂利採取計画認可申請書・資料別提出部数明細表

添付書類名	岐阜地域産業労働室 県事務所	市 町 村	環 境	交 通	文 化 財
申請書 (工程表まで)	正 本	副 本	副 本	副 本	副 本
位置図・周辺見取図・公図	○	○	○	○	○
土砂等の搬入搬出経路図	○	○		○	
実測平面図	○	○			
採取計画平面図	○	○	○	○	
横断図・縦断図	○	○			
災害防止に関する保安設備等配置図	○	○			
沈殿池又は調整池を設置するときはその断面図	○	○			
洗浄選別設備配置図	○	○	○		
面積求積図	○	○			
採取量計算書	○	○			
砂利採取業者登録済通知書	写 し	写 し			
砂利採取業務主任者試験合格証	写 し	写 し			
保証書	正 本	写 し			
誓約書	正 本	写 し			
土地登記事項証明書	正 本	写 し			
砂利の採取又は土地の使用の権原を証する書面	写 し	写 し			
隣接土地所有者等の同意書	写 し	写 し			
私人の管理する道路又は土地を通行する場合は、通行をする権原を証する書類	写 し	写 し			
地元自治会等の同意書	写 し	写 し			
採取場周辺の学校長との協議が了したことを証する書面	写 し	写 し			
排水同意書	写 し	写 し			
埋め戻し土砂の確保を証する書類	写 し	写 し			
プラント認可指令書	写 し	写 し			
関係他法令の許可状況を示す書類	写 し	写 し	○ (公害関係法令・条例)		
ボーリング実施結果書	正 本	写 し			
工程表もしくは年次別採取計画書	○	○			
申請地の現況がわかる写真	○	○	○		○